

公害診療報酬のご請求について（介護老人保健施設の皆さまへ）

1 公害医療手帳

公害医療手帳は、被認定者の資格を判断するものであり、被認定者がその認定疾病に係る療養の給付を受けるための証明書としての役割を果たしています。被認定者は、その認定疾病に係る療養の給付を受けるために医療機関を受診する場合には、この手帳を窓口で提示することになっていますので、診療に先立ち、公害医療手帳によって被認定者の氏名、認定疾病の名称、認定有効期間等を確認してください。

2 診療（療養の給付）の範囲

被認定者は、公害医療手帳を提示して認定疾病に係る診療等を受けることになりますが、その対象となる医療の範囲は次のとおりです。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 医学的処置、手術及びその他の治療
- (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護移送

3 窓口での医療費の取り扱い

認定疾病とその続発症の治療に係る医療費については、その全額を本制度で負担することになっていますので、一部負担金を徴収していただく必要はありません。

なお、被認定者であっても、認定疾病以外の疾病の治療を受けた場合及び公害医療手帳の有効期間が切れている場合には本制度は適用されませんので、ご注意ください。

4 介護保険法との調整

介護保険法に規定する介護老人保健施設は、公害医療機関であるため公害診療報酬を請求できます。介護老人保健施設はその性格上、介護を目的とした施設であるため、公健法の指定疾病の療養を目的として入所することは通常ないものと考えられますが、認定疾病に係る療養を施設内で行った場合、公害診療報酬は認定疾病以外の疾病が主病で入院している場合と同様に取り扱うこととしています。

(1) 公健法の補償給付優先の原則

公健法による療養の給付の支給がされた場合には、介護保険法等、公健法施行令の規定により同一の事由について当該療養の給付に相当する給付等を支給すべき保険者等は、その支給された療養の給付の価格の限度で当該義務を免れることになっています。

(2) 公健法に基づく療養の給付と他制度に基づく給付が行われた場合の取扱い

認定疾病と他疾病を持つ被認定者が、公害医療機関で両疾病について診察を受けた場合には、当該公害医療機関は、認定疾病については公害診療報酬の算定方法に基づき名古屋市に請求を行い、他疾病については当該他制度に係る法令の規定により保険者及び本人への請求を行うこととなっています。

5 医療費（診療報酬）の額の算定

公害医療機関で行った診療に係る報酬の額の算定は、健康保険法に基づく医科診療報酬点数表の例によって算定した点数に1点当たりの単価を乗じて行います。1点当たりの単価は次のようになっています。

- (1) 薬剤料、特定保険医療材料、酸素その他の材料の費用 10円
- (2) その他の診療費 12円

6 請求について

医療費の請求は、診療月ごとに「公害診療報酬等請求書（病院・診療所用）」（以下「請求書」という）に「公害診療報酬明細書」（以下「レセプト」という）を添付して診療月の翌月の10日（必着）までに下記請求先あて提出してください。

期日を過ぎてしまった場合は翌月分として取扱います。

請求先

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市環境局

公害保健課給付担当

散逸しないよう、左上をホチキスで留めてください

公害診療報酬明細書 令和04年3月分 3

公害診療報酬明細書 令和04年3月分 3

公害診療報酬明細書 令和04年3月分 3

令和4年3月分 公害診療報酬請求書 病院 診療所用 様式第二号

区 分	入 院		入 院 外		手 数 料	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
請求額	3	123,700 円			3	990 円
※ 決定額						
※ 決定合計額						

上記のとおり請求する。

請求書を一番上にしてください。
その下に、レセプトを認定番号順に並べてください。

(注) 捺印の欄には記入しないこと。
医療機関コードも必ず記入すること。

名古屋市提出用

<初めて公害診療報酬をご請求される医療機関の皆さまへ>

初めて公害診療報酬を請求されるときは、振込先（金融機関名、店舗名、預金種別、口座番号及び口座名義人）を記載した口座振替申込書の届けが必要になります。必要な書類をお送りしますので、必ず公害保健課（電話：052 - 972 - 2689）までご連絡ください。

7 請求書及びレセプトの作成

(1) レセプト記載の方法

診療内容の摘要欄記載は、一般のレセプトと同様です。点数欄については、公害疾患特掲診療費と薬剤料、フィルム代等の材料費を「1点10円」欄に、その他を「1点12円」欄（入院）にそれぞれ点数を記入してください。

請求書とレセプトの具体的な記入方法については、公害診療報酬等請求書及び公害診療報酬明細書に関する記入例を参考にしてください。

なお、請求書の請求金額の欄につきましては、訂正が認められていませんので、誤ってしまった場合は再度作成しなおしてください。

(2) レセプト記載にあたっての注意事項

疾病名欄(1)欄においては、当該被認定者の公害医療手帳に記載されている認定疾病に付された記号を○で囲んでください。疾病名欄(2)欄については、当該診療報酬請求に係る診療の対象とした認定疾病の続発症名を全て記載してください。

8 介護保険及び利用者負担との調整方法

(1) 調整対象となる給付費等

公健法の療養の給付等と調整対象となる給付費には、特別療養費・緊急時施設療養費・所定疾患施設療養費の3つがあります。公害診療がこれらの給付費の算定要件を満たす場合は、対象給付費の介護報酬額と公害診療報酬額を比べて調整します。また、上記給付費以外のものでも、認定疾病に係る療養を行った場合は、公害診療報酬を請求できます。

(2) 調整方法

下記ア、イ、ウの場合で異なります。

ア 認定疾病に関する診療が特別療養費・緊急時施設療養費・所定疾患施設療養費のいずれかの算定要件を満たし、公害診療報酬額が対象給付費の介護報酬額を上回る場合
→該当する給付費については介護保険・施設利用者に請求を行わず、公害レセプトで全額請求して下さい。

イ 認定疾病に関する診療が特別療養費・緊急時施設療養費・所定疾患施設療養費のいずれかの算定要件を満たすが、公害診療報酬額が対象給付費の介護報酬額を下回る場合
→以下の【請求の流れ】に沿ってご請求下さい。（※例1、2参照）

ウ 認定疾病に関する診療（ア、イを除く）を行い、公害診療報酬額が介護報酬額を下回る場合
→以下の【請求の流れ】に沿ってご請求下さい。（※例3参照）

【請求の流れ】

①認定疾病に関する診療は公害レセプトにより請求して下さい。
(公害診療分については、介護保険者と施設利用者の負担分はありません。)

②介護報酬額と公害診療報酬額の差額の取扱い

<介護保険者への請求分>

介護報酬額と公害診療報酬額の差額の
介護保険者負担割合分を介護保険者に
請求して下さい。

<施設利用者への請求分>

介護報酬額から公害診療報酬額と介護
保険者負担分を差し引いた額を施設利
用者に請求して下さい。

*例1 所定疾患施設療養費で公害診療報酬額(B)が介護報酬額(A)を下回る場合

認定疾病に関する治療として、肺炎の治療を実施した。所定疾患施設療養費が7日分算定可能であるが、対象の診療行為を公害診療として請求する場合。

- ・所定疾患施設療養費の介護報酬額 21,350 円 (A)
- ・公害診療として公害レセプトで請求する金額 15,708 円 (B)

全体の介護報酬額(A)と公害診療報酬額(B)の差額の介護保険者負担割合分を介護保険者に請求します。また、全体の介護報酬額(A)から公害診療報酬額(B)と利用者負担割合分を差し引いた額を利用者に請求します。

※公害診療報酬明細書・介護給付費明細書の記載方法は、記載例①(資料2-1、2-2)をご参照ください。

*例2 特別療養費で公害診療報酬額(B)が介護報酬額(A)を下回る場合

認定疾病に関する治療として、常時頻回の喀痰吸引を実施した。重度療養管理に関する特別療養費が算定可能であるが、対象の診療行為を公害診療として請求する場合。

- ・重度療養管理に関する特別療養費 36,000 円 (A)
- ・公害診療として公害レセプトで請求する金額 17,280 円 (B)

全体の介護報酬額(A)と公害診療報酬額(B)の差額の介護保険者負担割合分を保険者に請求します。また、全体の介護報酬額(A)から公害診療報酬額(B)と介護保険者負担分を差し引いた額を利用者に請求します。

※公害診療報酬明細書・介護給付費明細書の記載方法は、記載例②(資料3-1、3-2)をご参照下さい。

＊例３ 上記給付費に該当せず、公害診療報酬額(B)が介護報酬額(A)を下回る場合

診療報酬に関する治療として、薬剤の給付やネブライザーの実施など施設サービス費に含まれる診療を行った。対象の診療行為を公害診療として請求する場合。

・介護報酬額 349,250 円 (A)

・公害診療として公害レセプトで請求する金額 11,656 円 (B)

介護報酬額(A)と公害診療報酬額(B)の差額の介護保険者負担割合分を保険者に請求します。また、介護報酬額(A)から公害診療報酬額(B)及び介護保険者負担分を差し引いた額を利用者に請求します。

※公害診療報酬明細書・介護給付費明細書の記載方法は、記載例③（資料４－１、４－２）をご参照下さい。

(3) 介護給付費明細書の請求先

公害診療報酬と調整した介護給付費明細書を請求する際は、原則、電子媒体で介護給付費明細書を作成し、介護保険請求を担当する部署あてにご提出下さい。

９ 医療費（診療報酬）の審査及び決定

レセプトは名古屋市公害診療報酬審査委員会において、診療内容等について審査を行ったうえで支払額を決定します。

医療費の支払いは、口座振替申込書により事前に登録していただいた金融機関の口座への振り込みにより行います。振込予定日は、請求月の翌月 7 日（１・３・５月は 13 日）ですが、振込予定日が金融機関の休業日に当たるときは直後の金融機関営業日となります。請求額と支払額との間に増減があった場合には、増減通知書にて増減額及び増減理由をお知らせします。

また、レセプトに記載不備がある場合又は診療内容等に疑義がある場合には、その理由等を付記した付箋を貼付し、返戻しますので、必要な修正、説明等の補記を行い、再提出してください。

なお、療養の給付に関し必要があると認めるときは、公健法の規定に基づき、報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出等を求め、又は施設に立ち入り、診療担当者等に説明を求める場合がありますので、ご承知おきください。